

「現在もなお部落差別が存在する」これは、部落差別解消推進法の第1条の冒頭の一部です。部落差別は、日本社会の歴史的発展の過程で形作られた身分階層構造に基づく差別により、一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活でさまざまな差別を受けるなど、深刻にして重大な人権問題です。

これまで、この問題は基本的人権にかかわる問題として、解決に向けて、教育や啓発活動、特別対策などに取り組んできました。その結果、さまざまな人権に関する意識調査から人権意識の向上が見られるようになりました。

しかし、今もなお、差別発言、差別待遇などの事案のほか、インターネットで差別を助長するような内容の書き込みがされるとい

た情報化の進展に伴った新たな問題もあります。平成29年には、ネットでの人権侵犯事件の発生件数が、実社会での部落差別などに関する人権侵犯事件の発生件数を上回りました。

令和3年8月には、行政書士が自らの特権を悪用し、探偵社からの依頼を受けて戸籍などを不正に取得し戸籍法違反で逮捕される事件も発生しています。過去にもこの種の問題が起き、全国の自治体では本人通知制度が導入されてきましたが、防ぎ切れていません。

部落差別は過去のことでも終わったことでもありません。現在も存在しています。今もなお差別に悩み、苦しんでいる人がいます。8月は、差別をなくす運動月間です。部落差別のない社会を実現するためにも、改めて部落差別の歴史的経過や現状

について正しく理解し、差別の解消には何が必要なのかを真剣に考えていきましょう。

